

社会福祉法人に対する行政処分（改善命令）について

平成24年3月13日
北海道保健福祉部
福祉局施設運営指導課

1 要 旨

社会福祉法人の運営が著しく適正を欠くと認められる事実が判明したことから、本日、行政処分（社会福祉法第56条第2項に基づく改善命令）を行った。

2 対象法人

法人名 社会福祉法人札幌恵友会
所在地 札幌市北区新川715番地2
理事長 木 本 由 孝

3 確認結果と改善命令事項（概要）

（1）理事会審議について

確 認 結 果：理事会審議が必要な事項について、事前の必要な審議がなされず、事後報告と
している実態が確認。

改善命令事項：役職員の責任明確化、再発防止策の策定

（2）委託契約について

確 認 結 果：指名競争入札に当たり、理事長と利害関係にある業者を理事会に諮ることなく
指名業者に選定するなど、不適切な手続きが確認。

改善命令事項：理事会に経過報告、役職員の責任明確化、再発防止策の策定、現契約の解消の
是非を含む検証及び是正改善策の検討

（3）金銭貸与について

確 認 結 果：平成21年、社会福祉法人の指導監督業務を担当する道職員からの金銭貸借依
頼に対し、法人関係者が関与し、法人と取引関係にある業者から金銭貸与され
た事実が判明。

改善命令事項：法人による事実関係解明、発生要因検証、役職員の責任明確化、再発防止策の
策定

4 根拠法令等

社会福祉法第24条（経営の原則）

社会福祉法人札幌恵友会定款第10条

（担当：法人運営グループ）